
◎発議第 2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第4、発議第2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 発議第2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び白老町議会会議規則（平成20年議会規則第2号）第8条第3項の規定により提出します。

発議2-2をお開きください。白老町議会委員会条例の一部を改正する条例。

白老町議会委員会条例（平成20年条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正文については朗読を省略いたします。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置については、朗読を省略いたします。

次に、発議2-3の議案説明でございます。行政の組織機構の見直しにより、部制を廃止した「白老町課設置条例」が4月1日から施行され、このことに伴い、議会においても各常任委員会の所管を「部」から「課」の規定等に改正するため条例の一部を改正するものであります。

なお、各常任委員会の構成の変更は、経過措置規定により行わないものであります。

次に、新旧対照表でご説明いたします。左の欄が改正前、右の欄が改正後でございます。改正箇所はアンダーラインの部分であります。第2条第1号及び第2号の各常任委員会の所管を変更するものであります。

あわせて、建設厚生常任委員会を産業厚生常任委員会に名称を改正するものであります。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。